

法令遵守及び路線バスの安定運行に係る要請

貴社においては、本年6月5日に団体交渉の場で、組合から産業廃棄物を自社敷地等へ埋めているとの指摘を受け、6月20日に、北海道の指導に基づき、関係者立会いのもと、現地確認を行い、産業廃棄物の処分を行ったところであります。

また、車両整備において、5月16日に組合の記者会見の中で、認証工場以外の整備工場で分解整備を行ったことについて指摘を受け、6月23日に北海道運輸局による監査が実施され、同日付で同局より警告書が出されております。

路線バスは、まちづくりの根幹を支え、通勤・通学や通院、買い物など、市民の日常生活に必要不可欠な移動手段として、極めて重要な社会資本であることを十分認識の上、各種法令遵守を徹底し、市民の安全・安心に資する事業運営を行うとともに、公共交通事業者としての社会的責任のもと、安定運行に努めるよう、下記のとおり要請します。

記

- 1 路線バスは市民生活に必要不可欠な社会資本であることを十分認識するとともに、各種法令遵守を徹底し、市民の安全・安心を確保した事業運営に努めること。
- 2 公共交通事業者としての社会的責任のもと、路線バスの安定運行に努めること。

令和5年7月12日

千歳相互観光バス株式会社

代表取締役 沼 田 聖 様

千歳市長 横 田 隆



1、産業廃棄物を自社敷地等へ埋設した件について

（１）経過

本年６月５日の団体交渉の場において、千歳相互観光バス株式会社（以下相互バス）が組合から「平成１６年ころ、自社敷地等に産業廃棄物を埋めていた。」との指摘を受け、相互バスが認知していなかったことから、早急に事実確認が行われることとなった。

６月６日に、市は、相互バスから「事実を確認するとともに適正に対応していくこと。」「この件に伴い、バスの運行に影響は無いこと。」について報告を受けた。

６月２０日に、相互バスは、現地を掘削し、産業廃棄物を確認したことから、産業廃棄物収集運搬業者 及び 産業廃棄物処理業者に産業廃棄物の処分を委託し、適正に処分され、６月２７日に、北海道へ報告されたところである。

（２）市の対応

６月６日の報告に対し、市としては、速やかに産業廃棄物の所管である北海道と警察へ報告するなど、「事実を確認し適正に対処すること」と、「市民に不安を与えないよう適切に対応すること」を求め、７月１２日に、要請書を提出した。

（３）処理

北海道は、相互バスに対して、法令を遵守するよう指導したところであり、今後も産業廃棄物の適正な処理について、適切に指導を行うとのこと。

2、認定工場以外で部品を分解整備した件について

(1) 経過

本年5月16日に、組合の記者会見において、「認定工場以外の整備工場で分解整備した。」との指摘を受けたもの。

5月25日に、市は、相互バスから、「組合から指摘を受け、事実確認を行い、北海道運輸局に届け出た。」との報告を受けた。

6月23日に、北海道運輸局による2度目の監査が実施され、同日付で同局より相互バスに警告書が交付された。

6月30日に、市は、相互バスから、謝罪と同局からの指導内容の説明と、本件について、事実を認め、認識不足で部品の分解整備を行ったものであり、二度と認定工場以外で分解整備をすることが無いよう、厳正に対応することとし、組合に対しても、謝罪する予定であると報告を受けた。

(2) 市の対応

5月25日、6月30日の報告に対して、市としては、法令の遵守と市民に不安を与えないよう適切に対応することを求め、7月12日に、要請書を提出した。

(3) 今後

運輸局は、事業者に対して、分解整備に当たっては、法令を遵守するよう指導したところであり、今後、定期的に確認すること。